

令和5年7月31日

山形県知事 殿

社会福祉法人庄内福社会  
理事長 根岸 捷彦

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算実績・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告における基準額の相違について

標記実績報告書における【基準額1】、【基準額2】、【基準額3】の金額が計画書との相違については下記のとおりとなります。

#### 1.基準額の修正について

##### ①職員構成の相違

令和4年度実績報告書については計画書の提出時より職員の入退職により構成が変わっており基準額を修正しております。

#### 2.新型コロナウイルスによる影響

昨年は新型コロナウイルスによるクラスターが発生し、施設内療養や事業休業等の影響による業績の悪化により、実績報告は下記の数値にて報告しております。

##### ①賞与について

当法人の賞与は固定支給でなく、業績連動型の賞与支給としておりその都度支給額は変動します。昨年度は新型コロナウイルスによるクラスターの発生により業績の悪化もあり、賞与は低いものとなっております。従いまして、賃金の総額及び基準額への賞与については、令和4年度の賞与を双方へ入力し比較しております。

##### ②令和4年8月分の賃金について

クラスターの発生により、通所介護事業は約3週間の事業を休業したことで、当該月の給与は法定の休業手当を支給しており、前年との比較ができない事から、実績報告の賃金の総額は、休業をしないものと想定した賃金を入力しております。

以上